

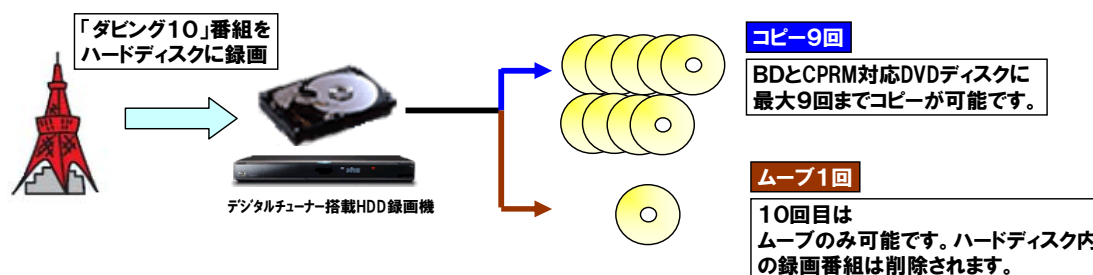
デジタル録画機でのコピーの制限が緩和されます

ダビング10対応放送は、2008年7月4日より開始されます

現在のデジタルテレビ放送には、不正なコピーを阻止し著作権を保護するために、コピー制御信号（コピーワンス）が加えられておりますが、2008年7月4日より、デジタルテレビ放送（NHKと無料民放）のコピー制限が緩和され「ダビング10」が可能となります。

●ダビング10とは？

- ダビング10に対応したデジタルチューナー搭載ハードディスク(HDD)録画機にてHDDに録画した番組をBD(ブルーレイディスク)やCPRM対応DVDディスクに「コピー9回+ムーブ1回」が可能となります。



●注意事項

- すべてのデジタル放送番組がダビング10対応になるわけではありません。
- HDDを搭載していない録画機器やダビング10に対応していない録画機器での録画は従来通り、「1回だけ録画可能(コピーワンス)」となります。
- ディスクに直接録画した場合は、ダビング10にはならず、従来通りコピーワンスの動作になります。
- ダビング10で録画したディスクから新たなディスクにコピーすることはできません。
- お手持ちの録画機がダビング10機能に対応しているかどうかは、録画機メーカーにお問合せください。

●どんなメディアを使えばダビング10ができるのでしょうか？

デジタル放送のダビング10対応のデジタル番組を録画したHDDからDVDディスクへのコピーまたはムーブを行うには、従来の1回だけ録画と同じくパッケージに下記のいずれかの記載があるDVDディスクをお使いください。BDは全てデジタル放送録画に対応しております。

- CPRM
- デジタル放送録画対応
- デジタル放送ロゴマーク



<ご注意>録画用BD-RやDVD±Rに記載の「1回録画用」の意味

録画が1回だけ可能なライトワンスであり、一旦録画した映像を消すことはできない、つまりビデオテープのように消して再度録画することはできないという「追記型BDディスクやDVDディスク」の特性を示す表示です。ダビング10に対応していない録画機器での原則「1回だけ録画可能」と意味が異なりますのでお間違えのないようご注意ください。

●【「ダビング10」の利用上の注意】はこちらへ

http://www.jria.org/personal/pdf/info_d10_b.pdf